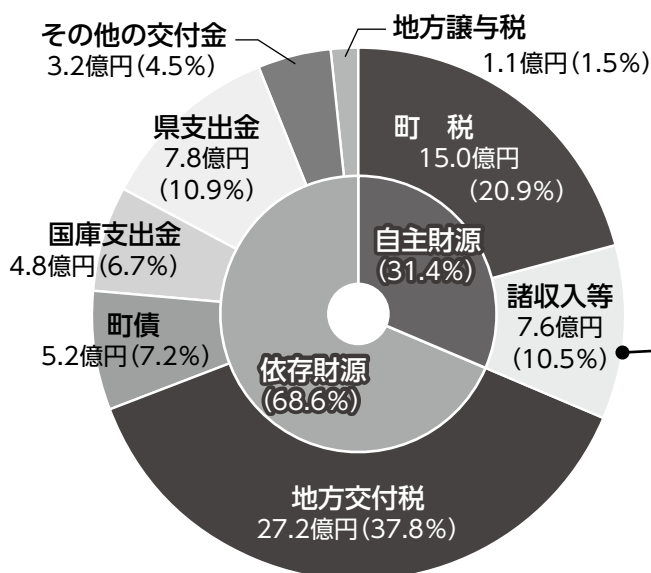


# 平成30年度 会津坂下町の 予算

## 一般会計予算の内容

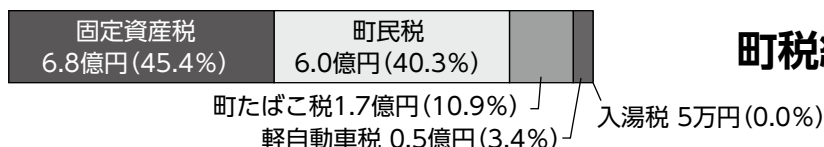
総額 **71.9億円** 前年比 **1.8億円減** ↓



歳入総額 **71.9億円**

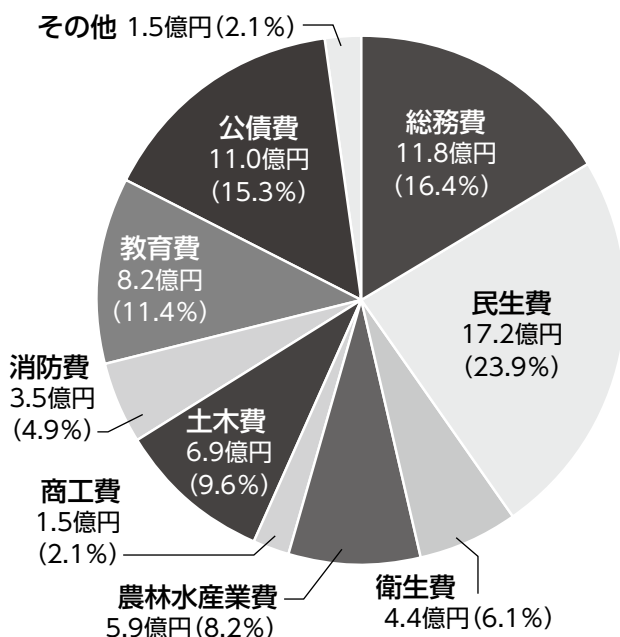
|           |               |
|-----------|---------------|
| ◎分担金及び負担金 | 0.6億円 (0.8%)  |
| ◎使用料及び手数料 | 1.2億円 (1.7%)  |
| ◎財産収入     | 1.8億円 (2.5%)  |
| ◎寄附金      | 0.3億円 (0.4%)  |
| ◎繰入金      | 1.1億円 (1.5%)  |
| ◎繰越金      | 0.5億円 (0.7%)  |
| ◎諸収入      | 2.1億円 (2.9%)  |
| 合 計       | 7.6億円 (10.5%) |

### 町税の内訳



町税総額 **15.0億円**

歳出総額 **71.9億円**



### 主な内容

#### 土木費

##### 【道路や橋などの整備】

|          |          |
|----------|----------|
| 町道維持管理業務 | 17,740千円 |
| 橋りょう整備事業 | 52,700千円 |
| 町営住宅改修事業 | 38,152千円 |

#### 教育費

##### 【学校、社会教育のために】

|           |           |
|-----------|-----------|
| 幼稚園通園事業   | 37,470千円  |
| 小学校通学事業   | 13,757千円  |
| 中学校通学事業   | 16,807千円  |
| 特別支援員配置事業 | 7,104千円   |
| 学校給食費     | 192,669千円 |

#### 衛生費

|                  |          |
|------------------|----------|
| 【検診、予防接種、ごみ処理など】 |          |
| 健康診査事業           | 21,856千円 |
| 予防接種事業           | 35,983千円 |
| 一般廃棄物収集事業        | 37,554千円 |

#### その他の内訳

|      |              |
|------|--------------|
| 議会費  | 1.0億円 (1.4%) |
| 労働費  | 0.1億円 (0.1%) |
| 諸支出金 | 0.2億円 (0.3%) |
| 予備費  | 0.2億円 (0.3%) |

#### 総務費

##### 【一般的な事務に】

|           |           |
|-----------|-----------|
| 地域づくり推進事業 | 48,967千円  |
| 移住・定住促進事業 | 10,148千円  |
| 新庁舎建設事業   | 100,332千円 |

#### 民生費

##### 【福祉増進のために】

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 介護予防・包括的支援事業    | 13,166千円  |
| 妊婦・乳幼児健康診査事業    | 14,902千円  |
| 子育てふれあい交流センター事業 | 11,010千円  |
| 私立保育所等施設型給付事業   | 106,443千円 |

#### 農林水産業費

##### 【農林業の振興のために】

|              |           |
|--------------|-----------|
| 多面的機能支払交付金事業 | 138,187千円 |
| ふくしま森林再生事業   | 66,214千円  |
| 営農再開支援事業     | 46,396千円  |

# 平成30年度 特別会計予算の主な内容

## 特別会計予算

| 会計名       | 平成30年度       | 平成29年度  | 対前年度比   |
|-----------|--------------|---------|---------|
| 国民健康保険    | 19.6 億円      | 22.8 億円 | ▲ 14.0% |
| 介護保険      | 21.9 億円      | 20.7 億円 | 5.8%    |
| 後期高齢者医療   | 1.8 億円       | 1.8 億円  | 0.0%    |
| 坂下東土地区画整理 | 1.9 億円       | 2.6 億円  | ▲ 26.9% |
| 下水道事業     | 4.1 億円       | 4.3 億円  | ▲ 4.7%  |
| 農業集落排水事業  | 0.7 億円       | 0.7 億円  | 0.0%    |
| 水道事業      | 収益的収入 5.0 億円 | 5.1 億円  | ▲ 2.0%  |
|           | 収益的支出 4.9 億円 | 5.0 億円  | ▲ 2.0%  |

(小数点第2位以下を四捨五入して表示)

## 主な内容

### 【国民健康保険】

国民健康保険(国保)は、疾病、負傷、出産および死亡の場合に保険給付等を行う相互扶助の保険制度です。

平成30年度からは、県が財政運営の主体になるため、町の予算規模が縮小されていますが、国保加入者に対する各種事業や手続きは町が実施しますので、これまでどおり変わりません。

### 【介護保険】

介護保険は、要介護認定者とその家族を支援する保険制度です。平成30年度から3年間の第7期介護保険事業計画に基づき、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、地域包括ケアシステムの構築を図ります。

### 【後期高齢者医療】

後期高齢者医療は、75歳以上の方および一定の障がいのある65歳以上74歳以下の方のうち認定を受けた方が加入する医療保険制度です。県内の各市町村がひとつになって財政運営をしています。医療費適正化対策や保健事業の充実に取り組んでいます。

### 【坂下東第一地区土地区画整理事業】

町の中心市街地東部の道路および公園施設の適正な整備改善と良好な市街地形成を目指し、家屋など2戸2棟の移転補償、整地工事約4000㎡を予定しています。

### 【下水道事業】

・中央処理区 管渠工事 396m  
・西処理区 管渠工事 73m  
(工事の実施を予定しています。)

### 【農業集落排水事業】

本年度の主な事業は、窪倉・合川・陣が峯城・長井浄化センターの維持管理です。

### 【水道事業】

・下水道工事にもなう町道北裏通線配水管布設替工事(仲町地内)75m  
・下水道工事にもなう町道坂下青津線給水管布設替工事(茶屋町地内)17箇所  
(工事の実施を予定しています。)

# 平成29年度 一般会計

下半期(平成29年10月~平成30年3月)の収入および支出の概況

| 科 目         | 歳 入 (単位:千円) |           |           |
|-------------|-------------|-----------|-----------|
|             | 予算現額        | 下半期収入済現在高 | 収入累計額     |
| 町 税         | 1,574,501   | 694,584   | 1,617,076 |
| 地 方 譲 与 税   | 95,500      | 60,127    | 84,814    |
| 利 子 割 交 付 金 | 2,400       | 1,441     | 2,347     |
| 配 当 割 交 付 金 | 4,400       | 4,036     | 4,994     |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 2,000       | 4,700     | 4,700     |
| 地方消費税交付金    | 284,277     | 122,992   | 284,277   |
| 自動車取得税交付金   | 19,900      | 12,773    | 20,234    |
| 地方特例交付金     | 7,358       | 0         | 7,358     |
| 地 方 交 付 税   | 2,894,798   | 913,125   | 2,838,937 |
| 交通安全対策特別交付金 | 2,600       | 1,035     | 2,199     |
| 分担金および負担金   | 60,292      | 38,614    | 56,289    |
| 使用料および手数料   | 121,812     | 61,292    | 114,209   |
| 国 庫 支 出 金   | 523,751     | 322,998   | 512,219   |
| 県 支 出 金     | 789,303     | 470,201   | 629,622   |
| 財 産 収 入     | 10,742      | 2,993     | 9,116     |
| 寄 附 金       | 32,142      | 19,503    | 31,135    |
| 繰 入 金       | 202,836     | 202,818   | 202,818   |
| 繰 越 金       | 143,669     | 0         | 143,670   |
| 諸 収 入       | 267,927     | 150,224   | 207,716   |
| 町 債         | 580,453     | 245,153   | 249,953   |
| 総 計         | 7,620,661   | 3,328,609 | 7,023,683 |

※5月31日までは整理期間となりますので、決算額とは異なります。

| 科 目         | 歳 出 (単位:千円) |           |           |
|-------------|-------------|-----------|-----------|
|             | 予算現額        | 下半期支出済現在高 | 支出累計額     |
| 議 会 費       | 98,931      | 45,202    | 97,841    |
| 総 務 費       | 1,228,056   | 586,329   | 1,127,525 |
| 民 生 費       | 1,839,440   | 1,173,715 | 1,724,176 |
| 衛 生 費       | 465,621     | 176,995   | 378,422   |
| 労 働 費       | 7,741       | 316       | 7,658     |
| 農 林 水 産 業 費 | 558,518     | 241,725   | 534,049   |
| 商 工 費       | 178,964     | 40,166    | 177,102   |
| 土 木 費       | 897,243     | 617,897   | 799,914   |
| 消 防 費       | 342,840     | 89,743    | 334,687   |
| 教 育 費       | 860,483     | 408,217   | 802,424   |
| 災 害 復 旧 費   | 6,333       | 3,624     | 3,624     |
| 公 債 費       | 1,094,423   | 557,119   | 1,094,140 |
| 諸 支 出 金     | 28,426      | 20,430    | 27,075    |
| 予 備 費       | 13,642      | 0         | 0         |
| 総 計         | 7,620,661   | 3,961,478 | 7,108,637 |

|             |           |
|-------------|-----------|
| 財 調 基 金 残 高 | 20,534 千円 |
| 減 債 基 金 残 高 | 13,305 千円 |

# 安心・安全のために

**安全に暮らすために自宅の耐震性能を調べてみませんか？**



Point

**わずかな自己負担で、自宅（木造住宅）の耐震性能を確認できます！**

近年多発する大地震により、多数の家屋が倒壊し被災しています。

町は、そのような状況を少しでも減らすために、耐震診断事業をおこなっており、住宅の地震に対する安全性の確保・向上を図り、震災に強いまちづくりを推進しています。



**平成31年度（来年度）に実施する**

**『会津坂下町木造住宅耐震診断者派遣事業』**

**診断希望者を募集します。**

## 1. 対象住宅

会津坂下町内にある木造住宅で、次に掲げる要件全てに該当するものとします。

- ① 町内に住所を有する所有者が自ら居住する住宅（所有者が町税などを滞納していないもの）
- ② 昭和56年5月31日以前に工事着手された戸建て住宅
- ③ 在来軸組工法、伝統的工法、桝組壁工法などによる木造3階建て以下の住宅
- ④ 過去に耐震診断などを受けていない住宅

## 2. 実施時期および費用

実施時期：平成31年度に耐震診断者を派遣いたします。

診断費用：国・県・町が負担します。ただし、耐震診断に係る費用の一部として、7,500円を申請者に負担していただきます。

## 3. 予約受付期間・受付方法

受付期間：5月7日（月）から10月31日（水）まで

予約方法：役場2階 建設課 都市土木班にて、「予約受付票」へ必要事項の記入をお願いします。（受付の際、自宅の建設年次や工法の確認、延べ面積などをご記入いただきます。）

# 住まいのリフォームと、

## 平成30年度会津坂下町個人住宅改修支援事業補助金 募集開始のお知らせ

個人住宅改修支援事業は、良好な住宅ストック形成の促進およびリフォーム需要喚起による地域経済の活性化と、生活環境改善のための水洗化対策を目的とし、住宅等改修を行う方に費用の一部を補助するものです。

### 1. 補助を受けられる方（(1)または(2)の各々の条件をすべて満たす必要があります。）

#### (1) リフォーム工事またはリフォームを主とする下水道等排水設備設置工事

- ア 町内に所在する個人住宅または兼用住宅（住居と店舗などが一体となった建物）であり、過去に当該補助金（会津坂下町プレミアム住まいる券を含む）の交付対象になっていないこと。
- イ 町内に事業所などを有する法人または個人事業主が受注し、施工する工事であること。
- ウ 申請者は、アを所有しその所在地に住民登録している者であって、町税および各種使用料などを滞納していないこと。

#### (2) 下水道等排水設備設置を主とする工事（建築物のリフォームを含まない工事）

- ア 申請者は、町内に建築物を所有する者、または排水設備設置工事について対象建築物の所有者の同意を得た占有者であること。
- イ アは、官公署、会社およびその他の法人ではなく、町税および各種使用料などを滞納していない者であること。
- ウ 会津坂下町排水設備工事指定業者が受注し施工する工事であること。
- エ 住宅または事業所であって、過去に公共下水道等排水設備設置工事補助金、または排水設備設置を含む内容で当該補助金（会津坂下町プレミアム住まいる券を含む）の交付対象となっていないこと。

### 2. 補助対象工事について（次のいずれかに該当する工事が対象となります。）

- (1) 個人住宅のリフォーム、兼用住宅の住居部分または住居部分と店舗部分を一体的にリフォームする工事。
- (2) 給水装置工事（新規加入やリフォームにともなう工事）および下水道接続のための公共下水道等排水設備設置工事。
- (3) 若者子育て世帯の新・増築工事。（4月1日現在で、夫婦いずれかが40歳未満であり、かつ、15歳以下の子供が同居する世帯）
  - ※ 対象・対象外となる工事の別は、下記までお問い合わせください。
  - ※ 平成31年2月28日までに事業を完了（実績報告書の提出）する必要があります。

### 3. 補助金の額について

- (1) 10万円以上の工事が対象となり、工事費用の10%を補助します。
- (2) 補助金の上限は10万円で、1千円未満は切り捨てになります。

### 4. 交付申請書類等の配布および受付について

配布開始 5月7日（月）から

受付期間 5月7日（月）から 10月31日（水）まで

場 所 役場2階 建設課 都市土木班にて申請書類の配布、受付をします。

※申請書の受け付け順により、予算に達したら募集は終了となります。

【問い合わせ 建設課 都市土木班 ☎ 84-1506】



国民健康保険加入者のための

# 人間ドック(日帰り・一泊(+脳検診)) 受診者募集!!

健康で長く自立した生活を送るには、病気になりにくい生活習慣を心掛けることはもちろん、定期的な検査で自分の健康状態を知ることも大切です。人間ドックでは、通院だけでは分からない検査項目も含まれており、自覚症状のない病気の発症予防や早期発見のほか、持病の重症化を防ぐことなどにもつながります。以下のとおり実施しますので、この機会を逃さずお申し込みください。

1. 対象者 会津坂下町国民健康保険に加入している40歳～74歳の方  
(昭和19年4月1日～昭和53年3月31日生まれの方)  
※「前年度に受診した方」「国民健康保険税の滞納がある方」は受診不可
2. 実施医療機関 坂下厚生総合病院
3. 実施期間 6月～翌年1月(実施医療機関の指定日の中から希望日を先着順に選択)
4. 募集定員 日帰りドック 20名程度  
一泊ドック(+脳検診) 70名程度  
※ペースメーカーや人工内耳を使用している方は、脳検診の受診不可
5. 自己負担額 日帰りドック 10,000円  
一泊ドック 15,000円  
一泊ドック+脳検診 22,000円  
※事前に送られる納付書で期限までに納入してください。

## 《お申し込み》

- |      |                                                                        |
|------|------------------------------------------------------------------------|
| 期 間  | 5月8日(火)～5月16日(水)※定員になり次第締め切ります。                                        |
| 時 間  | 午前8時30分～午後5時                                                           |
| 場 所  | 町役場 生活課保険年金班(1階西側)                                                     |
| 方 法  | 町役場に備え付けの「申込書」に希望日ほか必要事項を記入して提出<br>※郵送・電話での申込みや1人で複数の申込みは受け付けしていません。   |
| 留意事項 | ①1世帯につき1人とします。<br>②人間ドックを受ける方は、本年度中に町の健診を受ける必要はありません。<br>(検査項目が重複するため) |

## 税の未納分は早めに完納を！

「税」は…全ての公課その他の債権に優先して徴収する。」と地方税法に規定されています。これは、税金の納入は借金の返済やその他の支払いなどより優先されるということです。

滞納があれば、延滞金が生ずることがあるほか、保険証が交付されなかったり、一部給付が制限されたり、給与や財産の差し押さえを受ける可能性がありますのでご注意ください。